

策定委員会 設置要綱・委員名簿

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画 策 定 委 員 会 設 置 要 綱

(設置)

第1条 奈良県における老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体的に策定するため、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 奈良県高齢者福祉計画策定ワーキンググループに対する助言・指導に関すること。
- (3) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学 識 経 験 者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表者
- (3) 議 会 関 係 者
- (4) 自 治 体 代 表
- (5) 住 民 代 表

3 委員の任期は、知事が委嘱した日から、当該日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 特別の事項を検討する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱し、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、第3条に規定する委員及び第4条に規定する専門委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において行う。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年 8 月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 9 月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1日から施行する。

**奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画
策 定 委 員 会 委 員 名 簿**

氏 名	所属名・役職名等	備考
今 村 知 明	公立大学法人奈良県立医科大学教授	
上 田 清	市長会代表（大和郡山市長）	
植 田 誠	奈良県老人福祉施設協議会副会長	
奥 田 美佐子	奈良県老人クラブ連合会副会長	
北 岡 篤	町村会代表（吉野町長）	
清 水 茂 子	公募	
正 田 晨 夫	社団法人奈良県歯科医師会副会長	
高 原 幸 子	公募	
高 柳 忠 夫	奈良県議会厚生委員会委員長	
竹 村 恵 史	社団法人奈良県医師会副会長	委員長代理
寺 川 佐知子	社団法人奈良県看護協会会長	
狭 間 香代子	関西大学人間健康学部教授	委員長
久 富 充 廣	社団法人奈良県医師会	
平 井 基 陽	奈良県老人保健施設協議会会長	
古 川 友 則	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長	

＜任期＞H23. 4. 1からH24. 3. 31まで

（五十音順・敬称略）

※高柳委員：H23. 7. 1からH24. 3. 31まで

狭間委員：H23. 8. 1からH24. 3. 31まで